

大仙市設計図書等の閲覧等に係る取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、建設工事並びに測量、設計及び調査の業務（以下「建設工事等」という。）の入札参加者が熟知しなければならない工事及び業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧、貸出し及び複写の取扱いについて定めるものとする。

(指名競争入札における取扱い)

第2 指名競争入札により建設工事等を発注する課所長（以下「建設工事等発注課所長」という。）は、入札執行日の前日までの間において、指名通知を受けた者の申請に応じ、設計図書等の閲覧及び貸出しを行うものとする。ただし、電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）においては、原則として、閲覧は電子入札システムの入札情報サービスにより行い、貸出しは行わないものとする。

2 前項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、閲覧及び貸出しを行う設計図書等の部数は2部以上とし、入札参加者の見積りに支障が生じないように、指名業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。

3 建設工事等発注課所長は、設計図書等の閲覧（貸出し）場所及び時間を定め、あらかじめ入札参加者に周知するものとする。

4 第1項ただし書の入札情報サービスによる場合を除き、建設工事等発注課所長は、設計図書等の閲覧又は貸出しを受けようとする者から設計図書等の閲覧（貸出）申請書（様式第1号）を提出させ、設計図書等の管理などについて指示した上で閲覧及び貸出しを行うものとする。また、貸出しに係る返却は、原則として貸出日のうちとする。

5 設計図書等に対する質問は、書面（様式任意）により入札執行日の5日前までに、建設工事等発注課所長に提出するものとする。また、回答は、書面（様式第2号）で入札執行日の3日前までに、閲覧の方法により行うものとする。ただし、電子入札においては、設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、見積期間の短い工事等については、随時に質問を受け付け、回答することができるものとする。

7 建設工事等発注課所長は、必要があると認めた場合は、設計図書等の複写の措置を講ずることができる。この場合、設計図書等の複写を希望する者は、秋田県の登録複写機関において実費をもって設計図書等を複写することができるものとする。

(その他)

第3 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(様式第1号)

設計図書等閲覧（貸出）申請書

次の工事（業務委託）の設計図書等の閲覧（貸出）を申請します。

閲覧（貸出）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

閲覧者 氏名 _____
勤務先 _____
住 所 _____
電 話 _____

件 名 _____

場 所 _____

1 該当する項目を○で囲んでください。

閲覧 貸出

2 該当する番号に○をしてください。

- 1 仕様書
- 2 図 面
- 3 契約書案
- 4 金額を記載しない内訳書
- 5 入札心得
- 6 入札参加にあたっての留意事項
- 7 質問回答書
- 8 参考図書
- 9 工事の入札予定価格

(様式第2号)

年 月 日

課長

設計図書等に対する質問書への回答について

次の工事（業務）に係る質問について、回答を閲覧に供します。

件 名	
質 問 要 旨	
回 答	